



**くらし
と
自治
京都**

大

(社) 京都自治体問題研究所
 TEL・FAX (075) 241-0781
 メール・kjitiken@jt2.so-net.ne.jp
 発行人 土居靖範

今月号のおもな内容

- ・特集 福祉問題 生活保護の現状…………… 2
- ・緊急現地報告 台風23号…………… 3～6
 宮津市の被害状況…………… 3
 行政機構の広域化と災害…………… 4
- ・研究最前線 リレートークNo.⑦…………… 6
- ・広原盛明先生の美しいマンスリー⑧…………… 7
- ・経済研究会情報④一雇用問題…………… 9
- ・京都府政情報④一経営改善案づくり …… 11

憲法の空洞化がすすむ生活保護の現状

全京都生活と健康を守る会連合会事務局長 高橋 瞬作

生活保護を受けながら、子どもを育ててきた母子家庭の母親が、その当時を振り返って、こう述懐する。「お金も無く食べるものにも事欠いていた時期、外に出ることもできず、子どもと一緒に家に閉じこもるような生活だった。ところが生活保護を受けて、『これで生きてゆける』と思えるようになると、仕事探しにも積極的に出られるようになった。前向きに生きる意欲がわいてきたのだと思う」と。

生活保護は単に経済的に最低生活の保障だけでなく、人間らしい尊厳に満ちた生活を求めて生きてゆく、そうした人間本来の力をよみがえらせる機能を有している。

憲法第25条は、すべての人の「健康で文化的」な生活を保障し、第13条は、個人の尊重と幸福追求権を基本的人権として規定している。生活保護は、こうした憲法の生存権諸規定を法的権利として具体化したものである。

ところが実際は、憲法や生活保護法から大きく逸脱した運用が常態化している。深刻な不況の中、毎日ハローワークに通いながらも、仕事に就けない人が大勢いる。生活に行き詰まり、福祉事務所を訪れた人を「病気でないのだから働けるはず」と、申請もさせずに追い帰している。ようやく保護を受けられても「今月中に仕事に就かな

ければ保護を切る」と迫られ、毎日ビクビクしながら生活し、そのため心を病んでしまう人もいる。やっと仕事が見つかり、まだ生活するに十分な収入がない段階で保護を廃止されてしまう。

こうした歪んだ保護行政が、人間の尊厳を剥奪し、地域で保護受給者を孤立させている。生活困窮を社会問題とせず、「自己責任」に帰していることが、その背景にある。憲法が地方行政の現場で「空洞化」しているのである。

さらに今、生活保護の基準が年々切り下げられている。高齢加算や母子加算も廃止されようとしている。生活保護は、受給者の生活を支えているだけでなく、すべての国民の生活を土台のところで「底支え」している。したがって、保護基準の切り下げは、「歯止めを失った」国民生活の際限のない低下をもたらす。

また、三位一体「改革」と称して、生活保護への国庫負担が3/4から2/3に切り下げられようとしている。そんなことになれば、財政問題を口実に、保護行政がいっそう憲法と生活保護法を無視し、その歪みを拡大することになる。住民の被害は計り知れない。すべての人が人間らしく暮らせるよう、憲法を生かした生活保護の改善が、いま求められている。

緊急現地報告

戦後最大級の惨禍をもたらした台風23号

宮津市職員組合執行委員長 小濃孝之

10月20日に近畿地方を直撃した台風23号は、史上まれにみる大型で勢力の強いものでした。そしてこの台風は、宮津市内に私たちがこれまで経験したことの無いほどの大きな災害をもたらしました。

宮津市の被害状況(12月2日現在=災害対策本部発表)

- ・人的被害 死亡4名 軽傷4名
- ・家屋被害 全壊 34棟(うち住家 11棟)
半壊 14棟(うち住家 5棟)
一部損壊 28棟(うち住家 18棟)
床上浸水 1,379棟(うち住家 1,123棟)
床下浸水 1,273棟(うち住家 990棟)
- ・道路被害 74路線、273か所で路肩崩壊、土砂堆積 最大時38路線で通行止
- ・水道被害 最大時5,227世帯(全世帯の67%)で断水 完全復旧11月4日午後6時
- ・電気被害 停電7,450件 完全復旧 10月24日午前11時

【概算被害額】

- ・建設、道路関係 14億円
- ・農林業関係 9億3,100万円
- ・水産関係 7億8,300万円
- ・商工関係 62億1,000万円
- ・水道関係 1億5,500万円
- ・公共施設関係 1億4,800万円

滝馬地区で、土砂崩れで2名の方が亡くなられたという痛ましい災害もありました。最大の特徴点は、上記の被害状況にもありますように、市内中心部を流れる大手川の氾濫による浸水被害の甚大さです。

宮津の市街地の多くが浸水するなど、床上・床下浸水家屋棟数は、2,652棟(床下浸水については、厳密な調査ができていないため、実際はもっと多いと思われます。)にものぼり、これは昭和28年の台

風13号や昭和34年の伊勢湾台風をも上回る100年に1回の大災害といっても過言ではないものです。浸水の高さは、高いところで土間面から1.5mにも達するケースもあり、冷蔵庫がプカプカ浮いていたこともあったようです。

私も、職務上、家屋の被害調査に入りましたが、水が引いた後、汚泥・土砂が住居内に堆積し、それを除去したものや浸水した畳・家具等が道路のあちこちに山積みさ

れている光景を見た時、災害のすさまじさをあらためて思い知らせれました。

こうした大災害のため、当然のごとく、停電、断水、電話も不通といった事態となり、ライフラインは長時間にわたって完全にマヒしました。

停電については、基本的には翌朝(21日)復旧しましたが、断水はなかなか復旧せず、水道課の職員の中には、一睡もせず4日間連続して復旧業務にあたった職員もありましたし、夜を徹して市民からの苦情電話の対応に追われた職員もありました。

大手川の氾濫は最近では平成10年に経験していますが、今回の降雨量はその時の比ではなく、とりわけ上流の上宮津地区においては、市街地の倍近い降雨量を記録し、それが、大手川の水位を一気に押し上げ、

短時間に氾濫に至りました。市民に警戒を呼びかける広報車が出ましたが、強い風雨の中で窓を開けることもできず、その内容はほとんど伝わりませんでした。こうした行政側の対応のまずさも、今回の大災害をもたらした大きな要因のひとつにあげることができます。

どんな災害であっても、その被害を最小限に留めるのが行政の責務である以上、より早い段階で市民に現在の状況及び今後予想される事態についてはっきりわかる広報、あるいはサイレンを使った「緊急避難」の指示等をする必要がありますし、根本的なところでは、行政の姿勢とも関わってきますが、「災害に強い町づくり」が求められていると思います。

緊急現地報告

行政機構の広域化と災害

三澤正之(京都府職労土木建築部会 副部会長)

10月20日から21日にかけての台風23号は府内で死者15名、床上・床下浸水合わせて7,271棟、被害額600億円を超える多大な被害をもたらしました。

昭和28年以来の大災害です。今回の災害の特徴は「福知山市内で降雨のピークと水位上昇のピークとの時間差は13時間だったのに、今回は5～6時間だった」(京都大学防災研究所・井上所長)と述べているように、短時間の増水が住民の避難を困難にし、被害を拡大させたことです。

今回の災害については様々な視点で検討されなければなりません。京都新聞(12/1付)の「土木駐在職員の強化を」との見出しで、「観光バスが水没した由良川沿いの道路では現場対応が遅れた。第一線の出先が消えた影響がなかったか。・・・検証が求められている。」との記事にあるように、京都府が今年の5月に強行した土木事務所の広域化と今回の災害について検討したいと思います。

土木事務所の地方機関の再編に対する懸

念が払拭されないまま、府当局は現地現場主義の強化をと広域化を強行しました。

府職労土木建築部会は、土木建築部当局に対し

①住民からの苦情対応や緊急の災害対応などの業務の性格から、広域化は現地現場主義にそぐわない方策であること

②少なくとも性急に広域化を進めることをせず、時間をかけて議論すべきであることを申し入れてきました。

特に災害対応については 2003 年の舞鶴の府道田井中田線で崖崩れで道路を塞ぎ、通行不能となった災害に対し、昼夜分かたぬ作業で 2 日で復旧出来、地元からも近くに土木事務所があってこそ出来たと大変喜ばれた実例もあげ、広域化は災害対応に逆行することを強く指摘し性急な広域化に反対しました。

しかし、議論は平行線のまま、13 あった土木事務所を 8 つに統合しました。北部では綾部と舞鶴の土木事務所が中丹東土木事務所として綾部に、峰山と宮津の土木事務所が丹後土木事務所として宮津に統合されました。

広い北部地域から舞鶴と峰山の土木事務所をなくすのは問題であり、出先機関を置くようにという部会の強い要求に対し、峰山と舞鶴に駐在を置くことになりましたが、体制は峰山は道路パト 3 班を中心に 16 名、舞鶴は道路パト 1 班を中心に 6 名の体制で、道路パトロールと道路の維持修繕という限定された業務しかできないようになりました。

今回の台風 23 号では、懸念された広域

化の弱点が明らかになったのではないのでしょうか。当日、中丹東土木事務所でも 70 数名が待機していましたが、通行止め箇所は 50 数箇所、洪水は 6 河川に及び 2 河川では破堤寸前と想定を超える異常事態を迎え、緊急対応業者だけでは現場対応がとても間に合わず、職員も他部局の職員の応援も得て、現場に出動しましたが、住民からの要請に応えきれない状況ででした。

台風の猛威の前に圧倒的人員不足の状況となりました。この際に頼りになったのが消防団をはじめ、災害を経験されている地域の力であり、その活動は目を見張るものがありました。

また、今回は各地で道路冠水、土砂崩れ・路肩決壊などで交通止めや渋滞で現場にたどり着けない事態となり、職員の懸命な働きにも関わらず、現場で何が起こっているかつかめない事態となりました。

十分な準備なしに広域化し、遠くから(本庁・広域振興局等)コントロールしようとの机上の思惑の甘さ、災害対応に対する甘さが露呈した結果となりました。

現場の拠点となる職場機能がなくなっていたことが、大きな弱点となったのではないのでしょうか。60 年ぶりの地方組織の再編が、50 年ぶりの災害で吹っ飛んでしまったのではないのでしょうか。

また、災害の経験を世代を超えて引き継いで行くことが大事です。「コロコロ配転の人事政策」をやめ、「生き字引・習熟したベテラン」の力を生かすことが大切です。

以上のことから、現在進められている統廃合や民間委託等の自治体リストラ、市町村合併で行政が住民から遠のけば遠のく

程、危機管理の対応能力を弱めることが危惧されます。

今回の災害を教訓に、広域化などでの危機管理体制の検証と今後は行政間の連携、情報公開、住民への情報の伝達方法などあらゆる課題についてやるべきことは全て改

善する決意で行政当局が臨むことが大切です。

観光バスの屋根の上で救出を待ち続けた乗客の姿が、急ぎすぎた土木事務所の広域化の問題点・今後の課題を浮き彫りにしているように見えてきます。

研究最前線 学者・研究者リレートーク NO⑦

「市場化テスト」とイギリスNPM

大田 直史（京都府立大学助教授・京都自治体問題研究所理事）

規制改革・民間開放推進会議は8月3日、『中間とりまとめ——官製市場の民間開放による「民主導の経済社会の実現」——』を発表した。規制改革を、「我が国経済の再生にとって不可欠な構造改革の重要な柱」と位置づけ、なかでも国などが自らサービス提供しているなど公的関与の強い分野＝「官製市場」の民間開放を重点検討事項として検討した結果の中間とりまとめである。

財界筋の「官製市場」民間開放の要求は強く、推進のための「横断的」ツールとして既に、①PFI法、②指定管理者制度、③構造改革特区などが用意されてきた。これらのツールがなお「限定的」で、個別法の規制に阻まれるなど開放推進のうえで限界を有するとして、さらに強力なツールとして「市場化テスト」の導入が提唱されている。

これは「官と民とを対等な立場で競争させ、『民でできるものは民へ』を具体化させる仕組み」であり、「公共サービスの提

供について、官民競争入札を実施し、価格と質の面で、より優れた主体が落札し、当該サービスを提供」する制度である。「市場化テスト法」を整備の上、2006年度から全面的に導入する、とスケジュールまで示されている（日本経済団体連合会の『2004年度日本経団連規制改革要望』は、「重要なことは、いかに『中間とりまとめ』の内容を早期に実現させていくかである」と述べている）。

上の『とりまとめ』は、外国での導入の事例として、英国で「市場化テスト」が、「現在でも有効な手法として認知されている」ことを挙げる。が、97年のブレア政権誕生時に、サッチャー政権下導入された「市場化テスト」の中核であった強制競争入札の法的仕組みは廃止された。それは、強制競争入札が経済性・効率性を第一義とし、サービスの質の劣悪化、自治体の混乱、失業の問題を招いたことへの反省はもちろん、法律に基づいて自治体に「市場化テスト」を義務づける中央集権的な仕組みであ

ったこと、さらにその後ろ盾として自治体の権限を剥奪することをも可能とする極めて広範で強力な国の大臣の指示権限が、自治体納税者に Value for Money を保障する公共サービス提供の改革という目的を飛び越えて、むしろ民間の市場開拓のために用いられる側面があったことへの批判を踏ま

えたことによる。

翻って日本では、「市場化テスト」が、あからさまに民間市場の開放のツールと位置づけられている。「地方分権」、「顧客主義の行財政改革」等のスローガンもすべて「民主導の経済社会の実現」へ向けて動員されているようである。

美しいマンスリー（第8回）

セキュリティ不安とまちづくり

広原 盛明（元京都府立大学学長）

現在捜索中の奈良市の女子児童の事件ほど残酷で痛ましいものはない。私にも同じ年頃の長女の子どもがいるだけに、決して他人事とは思えない。どんなことがあっても一刻も早く犯人を捕えてほしい。そうでなければ、日本の治安体制や警察への信頼は取り返しのつかないほどの打撃を受けるに違いない。小さな子どもが安心してまちで遊べること、お友達と楽しく学校に行きかえりできること、そしてお父さんやお母さんが何一つ心配することなく日々の仕事にうち込めることは、まちづくりの基本中の基本だからだ。

1960年代の高度経済成長時代にこんな出来事があった。ちょうどマイカーブームの頃で交通事故が多発し、子どもの通学路や遊び場の安全をどう守るかが学校や父母の間で緊急の課題になっていたときのことだ。当時、私は街なかで子どもの遊び場や通学路を自動車からどう守るかという研究をしていた。結論は、市街地の一定区画

から自動車を締め出すことだった。いまで言えば、歩行者天国であり自動車交通の面的規制である。幹線道路が少なく細街路が網の目のように走っている京都市内では、市街地への自動車の進入を防ぐことなしには子どもの安全を守ることができなかったからである。

ところが、道路交通法にはそんな条文がない。それどころか徹底的な自動車優先の考え方に貫かれている。道交法の趣旨は自動車をできるだけスムーズに走らせることなので、歩行者や子どもはそれを妨げないようにすることが本旨なのだ。子どもや歩行者に一方的に注意義務を強調する「飛び出すな！。車は急に止まれない」という交通標語のそれだ。だから「車を道路から締め出すことなどとんでもない」というわけである。警察庁や警視庁の交通政策担当官のところまで出かけて行って何回か議論したが、当時はまったく相手にしてもらえなかった。

このような道交法の考え方は、当然、歩行者や子どもにシワヨセがいく。いわゆる「交通安全教育の徹底」という方向へである。ある地方都市の交通安全大会のシンポジウムに出席したときのことだ。パネリストの一人だった中学校の校長先生の発言を聞いてショックを受けた。「私たちの学校では生徒全員にヘルメットと蛍光塗料を塗ったタスキを着用させ、交通安全教育に万全を期しています」という誇らしげな発言に対してだった。確かに交通事故は一瞬にして子どもの命を奪う。だから、事故防止に万全の注意を払うことに対しては誰も文句のつけようがない。でもそれだけで本当に子どもの安全は守れるのか。また子どもがヘルメットと蛍光塗料を塗ったタスキを着用しなければ外に出られないようなまちは、果たして子どもが健やかに育つまちはいえるのか。校長先生には失礼だったかも知れないが、私は「子どもがどんなにふざけて脇見をしても、事故に遭わないような通学路をつくり遊び場をつくるのが私たちの役割であり、本来のまちづくりなのではないか」と言った。

だが、その後も事態はいっこうに改善されていない。車道を確保するために自転車が歩道に追いやられ、高齢者が暴走する自転車の痛ましい犠牲者になる国なんていったい世界のどこにあるというのだろうか。乳母車や障害者の電動車が歩道を走れずに車道に出たところで事故に遭うなんて、およそ文明国として考えられることだろうか。

最初の話に戻ろう。子どもが自分の家の周りや学校へ行き来する道で不審者に脅か

されたり連れ去られたりすることへの、昨今の過熱する対応ぶりをどう考えればよいのかということだ。子どもには緊急通報機器を持たせ、学校には監視カメラを設置し、登下校には家族や近所のボランティアの人たちが付き添うといった動きがいま各地で一斉に始まっている。奈良市内では婦交さんが幼稚園児を集めて、見知らぬ人が近づいてきたら「助けてー！」と叫ばせるような信じられない特訓までやっている。関係者が一生懸命なのはよくわかるし、また事態が事態だから止むを得ない緊急避難措置だという面もある。私とて自分の家の近くで事件が発生するようなことがあったら、真っ先にボランティアとして駆けつけるに違いない。

でもそれはそれとしても、そんなことをいつまで続けるのか、またこんな対応をしなければ本当に子どもを守れないのかという疑問も一方では膨らむばかりだ。率直に言って、私はこの課題への取り組みはこれから非常に長くかかる困難な性格のものだと思う。それは、現在の子どもへの犯罪や子どもを取り巻くセキュリティ不安はある日発生した一時的な現象ではないからであり、子ども社会・子どもを取り巻く地域社会が次第にやせ細り弱体化する中で生まれてきた構造的な問題だと思うからだ。言いかえるなら、それは少子化社会にともなう構造的矛盾であり、本格的な少子化対策なしには解決できない課題だと思うからである。

子ども社会が生き生きとして元気だった頃の光景を今一度思い浮かべてみよう。まちや村のいたるところで子どもたちがい

た。いや、溢れていたと言っている。近隣や地域では年長の子どもから幼児までの異年齢集団（タテ型集団）が自然に形成され、子どもたちは群れをなして遊んでいた。子どもたちは集団の中でお互いに守り守られていたのである。まちの風景も現在とは大きく異なっていた。沿道には店や工場があり、そこでは誰かが住んで働いていた。誰かの目が絶えず表に向かって注がれ、子どもたちの姿を捉えていた。地域社会・コミュニティが子どもたちを四六時中見守っていたのである。

だが今は違う。急激な少子化の中で子どもたちの姿がまちから見えなくなってしまった。群れをなして遊んでいた子ども集団が地域社会から消えてしまった。そこでは小人数の同年齢集団（ヨコ型集団）が学級集団の延長として辛うじて維持されているだけで、それも熟通いやコンピューターゲームの前にいまや消滅寸前だ。地域から「子どもたち」が消え、家庭や塾の中で「子ども」が孤立するようになってしまったのだ。

まちの光景も大きく変貌している。郊外の幹線道路沿いの大型店の進出のあおりを食っていまや中心市街地の商店街は閉鎖寸前の状況にまで追い込まれている。人通り

のないシャッター商店街ほど寂しくて不気味なものはない。そこではもはや表を見守る地域社会の目がないのである。そして郊外の大型店周辺では、ゲームセンター、パチンコ、シネコン、ファミレス（24時間営業）などが「人里離れて」集中立地している。見守る地域社会やコミュニティのないところで、子ども・子どもたちはどうして健やかに育つというのだろうか。

過日、京都と大阪の間にある八幡市のまちづくりシンポジウムにいったときも、幹線道路（国道1号線）沿いに誘致されようとしている競艇の場外舟券売り場の是非を巡って会場参加者の議論は沸騰していた。すでに各種の大型店が集中しているロードサイドに加えて、なおギャンブル施設をつくろうというのだから無理もない。シンポジウムの前に現場にもいって見たが、辺り一帯は得たいの知れない雰囲気にも包まれていた。すでに、大型店や複合施設の郊外進出と児童犯罪の相関関係を指摘する調査報告や論調も出ている。人里はなれたロードサイドショップの野放図な進出は、地域社会の深刻なセキュリティ不安を引き起こす危険性を私たちはもっと重視する必要があるようだ。

経済研究会情報④

京都の経済を考える一京都の雇用情勢・雇用政策

京都経済研究会事務局 大貝健二（京都大学大学院）

11月17日の第5回研究会では、岩橋祐治氏より『京都の雇用情勢、京都府の雇用

政策及び私たちの雇用確保を目指す運動』と題した報告が行われました。報告では、

第一に京都府の雇用情勢に関して、統計上では有効求人倍率が0.78倍(前年同期0.60倍)と改善してはいるものの、地域的には南部で落ち込んでいること、また全国で比較すると依然として京都府は、完全失業率および有効求人倍率ともに厳しい状態であるということが指摘されました。また、パート・アルバイト労働や派遣労働といった非正規雇用が、特に近年急増していることを問題点として挙げ、景気回復に伴い京都の雇用情勢も以前に比べては良くなっていることは確かであるが、量的な側面よりも質的な側面を問うことが必要であると提起されました。次に、京都府の雇用政策に関しては、「雇用創出・就業支援計画」の中間見直しにおいて、当初計画された43,000人の雇用創出が今年度にも達成出来そうだという見直しに対して、その数字が京都府の政策によるものなのか否かということをも裏付ける必要があるという点が挙げられました。

以上の報告を受けた後の議論は、大きく分けると①京都府の雇用情勢・政策について、②非正規雇用に関して、③地域間の格差に関して、④京都府が労働行政として出来ることは何か、という4つの論点をめぐって展開されました。

第一に、京都府の雇用情勢・政策に関しては、雇用の不安定化と中小企業の落ち込みは密接な関係にあるということ、また伝統産業や地場産業の落ち込みは、不安定雇用を拡大するものであり、その結果産業全体の衰退を招いているのではないかという意見が出されました。そして、高校生をはじめとした若年労働者の就職難という問題

も、これらのことと関係があるのではないかといった意見も出されました。

第二に、非正規雇用に関しては、厚生労働省が出している統計では、正規／非正規雇用という区分ではなく、常用／短期雇用と区分されているために、非正規雇用の実態が見えてこないこと、そうした非正規雇用が増加する要因の一つとして、企業が支払わなければならない社会保険料の負担が大きいこと、また、最近では非正規労働の契約期間が一週間という程にまで短期化されているという現状もあることが指摘されました。これらの問題に対して、非正規労働の中でも、派遣労働、請負業の実態がほとんどわからない状態であり、労働実態を明らかにしていく必要があるという意見も出されました。

第三に、地域間の格差に関しては、岩橋氏の資料において、有効求人倍率が南部で非常に低い点は何故かという事を中心に議論が行われましたが、その際に考えられることとして、北部では失業したら農業を手伝うというように失業者をある程度は吸収できるが、南部ではそうしたことができないのではないかという意見が出されました。また学研都市が、地域の雇用を促進できていないといった意見も出ました。

そして第四に、京都府が労働行政として出来ることとして、派遣労働等の非正規労働や、伝統産業の実態調査を行うべきではないかということが指摘されました。また、千葉県の中小企業振興条例や、リビング・ウェイジ条例による最低賃金水準の引き上げ等を例に出し、京都府もこのような労働者を守る条例を作る必要があるということ

や、中小企業振興と地域振興を一体とした政策を行っていくべきであるといった提案もされました。

今回は、池田建一氏「建設労働者・中小

建設業者をとりまく状況の特徴と京都府の建設労働・住宅政策に対する運動」についての報告をします。

京都府政情報④

府立医大の「経営改善案作成」を民間公募

「知事発・企業参画」で、「住民発・住民参画」はどこへ

内野 憲（京都府職労副委員長）

府立医大では、8月に「医大病院の経営の効率化、業務改善に向けた改善案」の作成を民間公募しました。病院当局が「改善案にしたがって経営改善をすすめる」と表明しているように、府立医大病院の今後のあり方を左右する重要な課題を民間業者に委託し、その結果を優先して実施に移すなどは、これまでの府政運営にはなかったことであり、異常な事態です。

（株）アイテックが受注しました。アイテックは、「たった3回の審議で洛東病院の廃止を打ち出した『府立病院あり方検討委員会』」の中心的役割を果たしている吉田壽氏（NPO法人：公的病院をよくする会理事長）ともかかわりある会社であり、公的病院の果たす役割よりも病院経営を優先する「改善案」が打ち出されることは明らかです。

本来、公的病院は民間で担えないきれいな政策医療を受け持ち、住民の命と健康を守ると同時に、医療ニーズに応える役割を持っています。経営が優先されるものではありません。

付け加えて言えば、今回の事態の裏に、府立病院の膨大な医療市場に群がろうとする人脈が見え隠れします。前述の吉田氏とともに、「府立病院あり方検討委員会」に府職員として唯一委員になっているのは島津製作所から2年間契約で府職員となった高山直彦氏であり、その島津製作所は今日、医業関係で幅広く事業展開しています。今年度の包括外部監査人で「洛東病院の廃止」を打ち出した西田憲司氏は、島津製作所関連の公認会計士でもあります。

山田知事はことあるごとに「自立と自助」「受益と負担のあり方を選択する時代」と主張し、府政を一つの経営主体とみなして府民に負担を強いるとともに、府政の運営ではトップダウンによる「知事発・企業参画」の異常な府政運営を行っています。

今回の府立医大での「経営改善策策定の民間公募」は、洛東病院廃止問題で浮き彫りになった山田知事の府政運営の異常さを改めて示したものといえます。府民発、府民が主人公、府民のための府政確立が求められます。

◆ “自治体空洞化” への対抗軸を探る—

第30回 自治体政策 セミナー in 松本

2005. 2.
4 (金) ~ 6 (日)



●1日目記念講演

自治体市場化と行政の公共性

講師：榊原秀訓氏 (南山大学)

●3日目特別講演

泰阜村から基礎的自治体のあり方を考える

～「必要な人に必要なサービスを」のための自律の道

講師：松島貞治氏 (長野県・泰阜村長)

ところ：長野県松本市「中央公民館」ほか

参加費：15000円 (会員)、18000円 (『住民と自治』読者・一般)

●2日目専科

- A. 三位一体の改革の現段階と自律計画の実践
▶ 森裕之氏 (位輪館大学・初村元而氏 (都市行政コンサルタント))
- B. 社会保障構造改革と地域保健福祉の課題
▶ 横山寿一氏 (金沢大学)
- C. 公共事業改革の新展開と地域経済社会
▶ 永山利和氏 (日本大学)
- D. 自治体アウトソーシングにどう対応するか
▶ 城塚健之氏 (自治体アウトソーシング研究会・弁護士)
- E. 自治基本条例・住民参加をどう具体化するか
▶ 池上洋通氏 (自治体問題研究所)
- F. これならできる市町村財政分析
▶ 大和田一敏氏 (埼玉大学)

主催・自治体問題研究所

TEL03-3235-5941 FAX03-3235-5933
*詳しくはリーフレットをご請求下さい

自治体問題研究所創立 40 周年記念出版

その本質を鋭くえぐり
対抗軸を提示する

まもなく・完結!

シリーズ 地方自治構造改革 を問う

全5巻

今日の「地方自治構造改革」は、
自治体とくらしをどう変えようとしているのか？
そして、もう一つの改革の道は？
<第一線の研究者・運動家による
総合的・実証的研究>



- 第1巻 「構造改革」と自治体再編
—平成の大合併・地方自治のゆくえ
- 第2巻 社会サービスと協同のまちづくり
—「構造改革」と保健・医療・介護・福祉
- 第3巻 公務員制度の変質と公務労働
—NPM型効率・市県型サービスの分析視座
(2005年2月刊行予定)
- 第4巻 地方自治制度改革論
—自治体再編と自治権保障
- 第5巻 構造改革と地方財政
—分権型財政システム改革への展望

明けまして

おめでとうございます

本年もよろしくおねがいします。

二〇〇五年一月元旦

京都自治体問題研究所
役員・職員一同